

園芸施設共済のご加入にあたって

〈重要事項説明書〉

この説明書は、「金融商品の販売等に関する法律」の規定に基づき園芸施設共済への加入にあたり、加入申込みされる皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともにこの説明書で不明な点がございましたら、山口県農業共済組合（以下、「組合」といいます。）にお問い合わせください。

ご加入についての事項

加入申込みと共済関係の成立

園芸施設共済の共済関係は、加入される方が別途定めている園芸施設共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に必要な事項を記入・捺印して組合に申込み、組合が承諾したときに成立します。

加入される方が所有または管理するすべての園芸施設について加入されますようお願いいたします。特定園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物の加入もできます。さらに、特定園芸施設本体に係る撤去費用の額、特定園芸施設本体及び附帯施設に係る復旧費用の額を共済金の支払対象とする旨の申出をすることができます。

また、申出により自動継続特約を付することができます。

共済金額

共済金額は、園芸施設1棟ごとに農林水産省が定める園芸施設共済事務取扱要領を基に園芸施設の本体・附帯施設並びに被覆材等の再建築価額（再取得価額）を算出し、その各々の額に経過年数に対応する減価割合（園芸施設の本体・附帯施設は時価現存率、被覆材等は被覆経過割合）により共済価額（時価額）を算定し、補償割合（以下「付保割合」といいます。）を乗じて算出します。

付保割合は40%から80%の範囲内で加入される方が選択できます。なお、共済責任期間中の増改築等により共済価額が増減が生じた場合、異動通知により共済責任期間中の共済金額を変更することができます。また、施設内農作物の共済価額は、特定園芸施設の再建築価額に葉菜類・果菜類・花き類ごとに一定の率を乗じて算出します。

（注）園芸施設共済は時価額を補償するため、時価現存率及び被覆経過割合により共済価額を算定します。

共済責任の開始及び共済責任期間

共済責任期間は、加入される方から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始し、1年間となります。（未被覆期間がある場合も原則その期間を含みます。）特定園芸施設の設置期間が周年でない場合には、1か月以上1年未満とすることができます。継続加入の場合は、従前の共済責任期間の終了する日の1か月前から終了する日の前日までに共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。

共済関係の消滅

パイプハウスの場合は損害があったパイプの数が9割以上のとき、パイプハウス以外の場合は損害額が共済価額の8割以上のときは、全損または経済的全損として取扱います。この場合、共済関係は消滅します。

共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

- ① 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災
- ③ 破裂及び爆発
- ④ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤ 車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥ 病虫害（施設内農作物に加入している場合）
- ⑦ 鳥獣害

支払責任のない損害

共済事故によって生じた損害であっても、次の場合には共済金をお支払いしません。

- ① 戦争及び変乱によって生じた損害
- ② 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然の消耗による損害
- ③ 加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、法人の業務を執行する役員を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害（ただし、加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。）
- ④ 加入者と同一世帯に属する親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）
- ⑤ 加入者（加入者が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）の植物防疫法の規定違反によって生じた損害
- ⑥ 生理障害及び薬害（施設内農作物に加入している場合）

共済金の支払いについての事項

園芸施設共済に加入した園芸施設が、上記共済事故によって損害を被ったとき園芸施設1棟（附帯施設及び施設内農作物を併せて加入した場合も含む。）ごとに、小損害不填補を選択された場合はその基準を越える場合に共済金をお支払します。小損害不填補とは①損害の額が3万円または共済価額の20分の1に相当する金額②損害額が10万円③損害額が20万円に満たない場合、共済金の支払対象としないことをいいます。共済金の支払額は損害額に付保割合を乗じて算出します。なお、ご加入いただいた園芸施設に、補償内容を同じくする他の共済・保険契約がある場合で、それぞれの契約の支払額の合計が損害額を超えるときは共済金を分担してお支払します。

(分担支払の例)

園芸施設共済の共済金＝

$$\text{損害額} \times \frac{\text{園芸施設共済の支払責任額}}{\text{それぞれの共済関係等の支払責任額の合計額}}$$

注) 共済金の分担は、他の共済・保険契約の損害額や支払分担規定で上記とは異なる場合もあります。

損害額の算出 (損害評価方法)

損害額は、被害額から残存物価額及び賠償金等を差し引いて算出します。

○特定園芸施設

●本体

パイプハウス以外の場合は、園芸施設共済評価要領に従い部材ごとに評価し損害割合で算出します。またパイプハウスの場合は、次によりパイプごとに被害判定を行い、被害パイプ本数を積算し、パイプの被害割合を算出します。

- ・局部的に激しく曲がったり、または腰折れをおこしている。
- ・主骨材が直管パイプで、つなぎのできない大きな曲がりのもの
- ・施設内部で通常の栽培作業を行うことが不可能なもの

●被覆材

構造部分(裏面、側面、屋根面)ごとに被害面積割合を算出します。被害面積割合とは、被覆面積に対する新たに被覆を要する面積の割合です。新たに被覆を要する面積とは、受け材(タルキおよびパイプ)単位に修復するとして最小限度の重複部分を含め破損した部分の面積です。また、プラスチックフィルム等の損害額の算出には、共済責任期間開始からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用されます。

○附帯施設

●全損の場合

被害額は共済価額です。

●分損の場合

修繕費に時価現存率を乗じて算出します。修繕費は、共済事故発生の直前の状態に復旧するための最低限の費用として、施行業者の見積書等により算定します。

○施設内農作物

共済事故が発生した都度、その被害の進行が停止したときに損害評価を行い、生育ステージを考慮した損傷程度により算出します。

○特定園芸施設撤去費用額

特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超える場合、または特定園芸施設の損害割合(被覆材を除く)が50%(ガラス室は35%)を超える場合であって、特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書(内訳明細等を明らかにする書類を含む。)が提出されたときに算定します。

○園芸施設復旧費用額

園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書(内訳明細等を明らかにする書類を含む。)が提出されたときに算定します。

共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には、共済金の一部または全額をお支払いできないことがあります。

- ① 通常すべき管理、その他損害防止の義務を怠ったとき。
- ② 損害防止の指示に従わなかったとき。
- ③ 組合への損害発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ④ 正当な理由がなく損害に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽造若しくは変造したとき。
- ⑤ 加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)
- ⑥ 譲渡、移転、解体、増築、改築または構造の変更に係る異動通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ⑦ 正当な理由がないのに、特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込を遅滞したとき。
- ⑧ 正当な理由がないのに第2回目の共済掛金の払込みを遅滞したとき。

加入者の義務についての事項

損害発生通知及び調査への協力

加入した特定園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。

損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について通常管理・損害防止を行ってください。

異動通知

加入した特定園芸施設について、譲渡、移転等の異動が生じた場合は、組合への通知をお願いします。

個人情報の取扱いについての事項

(1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合・農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

(2) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに共済金の確実な支払に努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。